

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：本庄市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.4%
全職員	81.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	90.3%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	103.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.5%
31～35年	91.8%
26～30年	93.1%
21～25年	91.7%
16～20年	95.0%
11～15年	80.4%
6～10年	93.8%
1～5年	84.0%

【説明欄】

- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者である男性に支給している割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87%、住居手当の受給者に占める男性の割合は79%となっている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」とは、再任用職員及び会計年度任用職員（週当たりの勤務日数が定められていない職員及び任用期間が1年未満の職員を除く。）を指す。
- ・職員数は常勤職員が1年間フルタイムで勤務した場合を一人として人数換算している。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、女性職員の占める割合が75%であることから、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなる。
- ・2(1)「本庁部局長・次長相当職」欄について、該当する女性職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。